

千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例第16条第1項の規定による協力に関する事務処理要領の制定について

令和7年4月1日

例規（交総）第26号

この要領は、千葉県飲酒運転の根絶を実現するための条例第16条第1項の規定による協力に係る事務処理に関し必要事項を定めたものである。